

札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例

札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第9条第2項中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。
- (2) 附則第3条中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（理 由）

国家公務員退職手当法の一部改正による国の措置等を考慮して、本市の教育職員の退職手当の額を引き下げるため、本案を提出する。